

モバイルアプリケーションを活用したジオパークエリアの 生物調査業務仕様書

1. 業務名

モバイルアプリケーションを活用したジオパークエリアの生物調査業務

2. 業務目的

五島市は、日本列島と大陸の間に位置し、四方を島々で囲われた島々であり、地質、地形、立地などから、多様な生態系、多種の魚に恵まれている。これらの地域資源を知って、守って、活かすことで地域振興につなげるジオパークの取り組みを進めており、令和4年1月には、「五島列島（下五島エリア）ジオパーク」として日本ジオパークに認定された。

本業務は、「五島列島（下五島エリア）ジオパーク」のエリア内に生息・生育する動植物の実態を把握するにあたり、モバイルアプリケーションを活用して、五島市民及び五島市を訪れる観光客（以下、市民等という）参加型の生物調査を行うことで、広域かつリアルタイムな生物分布情報を把握すると同時に、五島市の特色ある自然環境に広く目を向けてもらい、ジオパークエリアにおける環境意識の向上、地域活性化を図るものである。

3. 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

4. 業務の内容

(ア) モバイルアプリケーションを活用した市民等参加型生物調査イベントの実施

市民等が各自保有するスマートフォン等にアプリケーションをインストールし、対象とする動植物を撮影・投稿することにより、生物調査を行うことができるアプリケーション内イベントを実施すること。

(要件)

- ・ イベントは、履行期間中に2回実施することとし、1回あたりのイベント期間は1ヶ月以上とすること。詳細な日程については、本市及び受託者間で協議の上定めるものとする。

- ・ 調査対象エリアは五島市全域とし、対象とする動植物は五島市内に生息・生育する動植物とする。
- ・ 以下の要件を満たすモバイルアプリケーションを活用すること。
 - 一般に普及している OS に対応したモバイルアプリケーションであること。
 - 市民等が容易にインストール及び利用が可能なように、OS 標準のアプリケーションストアから無料でダウンロードでき、利用にあたって課金が発生しないこと。また、広告表示がされないこと。
 - アプリケーションの利用方法の説明が、アプリケーション内でなされていること。
 - 動植物の種名を判定する機能が国内に生息・生育する動植物に対応していること。また、モバイルアプリケーション内に表示される動植物の解説等情報は、生物学に精通する専門家が監修したものであること。
 - 市民等がスマートフォン等のカメラ機能により撮影した写真または、アプリケーション上から撮影した写真と位置情報を投稿することで生物種名を判定し、生息域を記録することができること。
 - 特定の生物や地域を対象とした調査を行えるようなイベントコンテンツの作成に対応していること。また、市民等の参加を促すために、インセンティブの設定等による工夫がされていること。
 - 市民等が投稿した情報が、モバイルアプリケーションを利用している他のユーザに共有できる機能を有すること。
- ・ モバイルアプリケーション利用者に対して、参加型生物調査の実施告知を行うこと。
- ・ 調査期間に合わせ、イベントの実施について広報周知する Web ページを準備すること。

(イ) 調査結果資料（業務実施報告書）等の作成納品

- ・ 「モバイルアプリケーションを活用した市民等参加型生物調査イベント」により、市民等が投稿した動植物の情報をもとに、調査結果資料（業務実施報告書）を作成すること。
- ・ 調査結果資料（業務実施報告書）については、以下の内容を最低限盛り込むこと。
 - 「モバイルアプリケーションを活用した市民等参加型生物調査イベント」の実施要領（実施期間、対象エリア、対象種等）
 - 「モバイルアプリケーションを活用した市民等参加型生物調査イベント」の実施実績（投稿数、投稿者数等）
 - 投稿された動植物種の集計、動植物種の分布
- ・ 上記調査結果資料をふまえ、市民等に公表できる資料を併せて作成すること。

（ウ）地域活性化に向けたアンケート調査

デジタルマーケティングツールを活用したアンケートを行い、ジオパークエリアにおける環境意識の向上、地域活性化に向けた分析に活用する。

（要件）

- ・ 以下の要件にて、アンケート調査を実施する。
 - 直近2年の居住者以外の五島市滞在経験者を対象とする。
 - 5,000人以上に対しアンケート収集を行うこと。
 - 質問項目を4件以上備えること。
 - アンケート回答はスマートフォン、パソコンから行えること。
 - 回答者の性別、年代、居住都道府県を把握できること。
 - アンケートツールで用意されている専用の管理画面でアンケートデータを確認できること。

5. 実施計画書の提出

本業務が円滑に遂行できるよう、作業実施に先立ち事前に十分な協議を行い、作業の進め方、工程実施体制等を記した実施計画書を提出し、合意すること。

6. 打合せ・協議

本業務の遂行にあたっては、1名の担当者を置き、本市担当者との連絡を密にするように努め、打ち合わせに関しては、必要に応じて随時開催すること。

7. 成果品

以下の成果品を納品すること。

(ア) 「モバイルアプリケーションを活用した市民等参加型生物調査イベント」にかかる資料

- ・ 調査結果資料（業務実施報告書）
- ・ 市民等向け公表資料

※各紙媒体及び電子媒体（DVD-R）にて納品すること。

(イ) 地域活性化に向けたアンケート調査結果

※アンケート調査結果が確認できる画面を提供すること

8. その他

- ・ 本業務を実施するにあたっては、関係法令を遵守すること。
- ・ 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、本市と協議の上指示に従うこと。
- ・ 本仕様書に定めのない事項については、本市と協議の上で決定することとする。